

四 半 期 報 告 書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

(第69期第1四半期) 自 平成26年4月1日
 至 平成26年6月30日

生 化 学 工 業 株 式 会 社

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

(E00970)

目次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) ライツプランの内容	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(6) 大株主の状況	7
(7) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	12
四半期連結損益計算書	12
四半期連結包括利益計算書	13
2 その他	17

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月8日
【四半期会計期間】	第69期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
【会社名】	生化学工業株式会社
【英訳名】	SEIKAGAKU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水谷 建
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03（5220）8950（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 関 広之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03（5220）8950（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 関 広之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第1四半期 連結累計期間	第69期 第1四半期 連結累計期間	第68期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	7,647	7,577	29,614
経常利益 (百万円)	2,343	1,549	5,878
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,137	1,251	4,745
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,089	1,658	5,352
純資産額 (百万円)	62,695	65,672	64,785
総資産額 (百万円)	71,457	74,058	73,826
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	37.62	22.02	83.55
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	87.7	88.7	87.8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日～平成26年6月30日）の売上高は、前年同期並みの75億7千7百万円（前年同期比0.9%減）となりました。これは、国内医薬品の販売数量及びエンドトキシン測定用試薬が増加した一方で、国内における薬価引き下げや、海外医薬品の出荷が前年同期に高水準だった反動を受けて減少したことによるものです。

薬価改定の影響や新設備稼働に伴う減価償却費増加により売上総利益が減少したことに加え、腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603等開発テーマ進展に伴う研究開発費の増加もあり、営業利益は44.4%減の11億8千7百万円となりました。

投資有価証券売却益の計上などにより減益幅が縮小し、経常利益は33.9%減の15億4千9百万円、前年同期に計上した特別損益が無くなつたことから、四半期純利益は41.5%減の12億5千1百万円となりました。

セグメント別の売上概況

<医薬品事業>

・国内医薬品（45億6千万円、前年同期比3.4%増）

関節機能改善剤アルツは、市場全体の伸び率が横ばいで推移するなか、医療機関納入本数が増加しました。当社売上は、薬価引き下げの影響を受けた一方、販売提携先への前倒し出荷があり増加しました。

眼科手術補助剤オペガンは、医療機関納入本数が増加したもの、厳しい市場環境が続いています。当社売上は、薬価引き下げにより減少しました。

内視鏡用粘膜下注入材ムコアップは、手術手技を浸透させる施策が奏功し、医療機関納入本数及び当社売上は増加しました。

・海外医薬品（13億7百万円、同31.3%減）

米国向け関節機能改善剤スバルツは、3回投与の競合品が引き続き売上を伸ばす煽りを受けて、現地販売は減少しました。当社売上は、前年同期に販売提携先の在庫積み増しがあった反動もあり減少しました。

中国向けアルツは、主要都市の大病院を中心に高い品質や多くの国々で使用実績を積み重ねていることが評価され現地販売は増加しましたが、当社売上は、前年同期の出荷が高水準だったことから減少しました。

単回投与の米国向け関節機能改善剤ジェル・ワンは、前期に契約締結した大手医薬品卸を通じた販売が増加するなど、市場浸透が着実に進んでいます。しかしながら、当社売上は現地の在庫調整があり、前年同期並みに留まりました。

・医薬品原体（3億7千9百万円、同20.6%増）

厳しい市場環境のなか、ヒアルロン酸の出荷が当四半期に集中したことから増加しました。

これらの結果、医薬品事業の売上高は62億4千6百万円（同5.8%減）となりました。

<ＬＡＬ事業>

エンドトキシン測定用試薬の販売増加や円安効果により、売上高は13億3千万円（同30.7%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

1. 当社グループの対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題について重要な変更はありません。

2. 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、研究開発型製薬企業であることから、事業成長の源泉である新しい医薬品の研究開発には、多大な時間を要するとともに長期にわたる継続的な資源の投下が必須です。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業価値向上のための長期的な投資の必要性を十分理解いただき、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保、向上していくことを可能とする株主であることが望ましいと当社は考えています。

そもそも、上場会社の株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社は、株式会社の支配権の移転を伴うような当社株式の大規模な買付行為も、これに応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の自由な意思に基づいて行われるべきであると考えています。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を有していることから、当該買付行為を行う者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆さまが、当該買付行為により当社の企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難です。このため、当社は、以下を行うことは当社の取締役としての責務であると考えています。

(i) 大規模な買付行為を行う者から株主の皆さまの判断に必要かつ十分な情報を提供させること

(ii) 大規模な買付行為を行う者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して、株主の皆さまの判断の参考として提供すること

(iii) 必要に応じて、当社取締役会が大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社の経営方針等に関して当社取締役会としての代替的提案を株主の皆さまに提示すること

さらに、現在の日本の資本市場と法制度の下においては、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模な買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。したがって、当社は、大規模な買付行為を行う者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模な買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役としての責務であると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 経営の中長期的な重点課題と施策

当社は、「独創、公正、夢と情熱」を経営綱領として掲げ、従来から取り組んでいる糖質科学を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、世界の人々の健康で豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しています。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまとの信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しています。

医薬品産業の経営環境は、深刻化する医療財政の逼迫や国境を越えた企業の大型再編、創薬研究の技術革新とともに伴う新薬開発競争の激化などにより、大きな変革期にあります。

このような状況のなか、当社は、平成21年3月に「生化学工業10年ビジョン」を策定し、得意分野である糖質科学に研究開発の焦点を合わせて、『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。

その第1ステップとして、平成21年4月より3カ年の中期経営計画のもと、ビジョン達成に不可欠な「基礎体力の養成と体制の構築」に取り組み、成果をあげてまいりました。平成24年4月からは、第2ステップとして、「ACT for the future ~未来に向けて、今、行動する~」をスローガンとした4カ年の中期経営計画をスタートさせ、ビジョン達成に向けて、研究・開発・生産・販売の各重点戦略に取り組んでいきます。

『生化学工業10年ビジョン』

- ・コンスタントなペースで新薬（医療機器を含む）を上市し、3年程度に1つ経営の柱となり得る市場を開拓できる実力を涵養する。
- ・糖質科学に研究開発の焦点を絞って、国際競争力を確立する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として着実な成長を持続する。

『中期経営計画（平成25年3月期～平成28年3月期）の概要』

平成21年4月より3カ年の中期経営計画をスタートさせ、ビジョン達成に向けた第1ステップとして「基礎体力の養成と体制の構築」に取り組んできましたが、その成果と反省をもとに、平成24年4月から第2ステップとして4カ年の中期経営計画を策定しました。本計画のもと、ビジョン達成のために研究・開発・生産・販売の各重点戦略に対して積極的な投資を行い、成果の芽を出すことに取り組んでいきます。

＜経営目標とスローガン＞

- ・10年ビジョン達成に向けた萌芽形成
- ・スローガン：「ACT for the future ～未来に向けて、今、行動する～」
 - Advance : 先進性に満ちた技術
 - Challenge : 挑戦を恐れない心
 - Transparency : 透明性の高い企業

＜全体戦略＞

(i) 研究：

- ・糖質科学研究の裾野拡大に加え、研究テーマ創生を加速する体制を整備する。
- ・大学や研究機関など外部学術機関の知見やノウハウを取り込み、研究成果につなげる仕組み・関係を強化する。

(ii) 開発：

- ・複数テーマの並行開発に対応できる体制を構築し、腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603を筆頭とする現行パイプラインのステージアップを着実に進展させる。
- ・グローバルな開発にも対応できる組織力を強化する。

(iii) 生産：

- ・生産設備建設計画を着実に進め、最適生産体制を確立する。
- ・リードタイム短縮などの生産効率化により、コストダウンや欠品リスク低減を図る。
- ・大規模地震などの緊急事態発生に備え、原材料等の在庫保有方針を見直すとともに、物流体制を強化する。

(iv) 販売：

- ・既上市製品の競争力を活かして販売を拡大する。
- ・変形性ひざ関節症の疾患啓発活動等を推進し、市場拡大を図る。
- ・中国を始めとする海外成長市場での拡販に努める一方で、新興市場開拓努力を強化する。

『平成26年3月期における中期経営計画の進捗状況』

中期経営計画における成長ドライバーとして位置づけている米国向け単回投与の関節機能改善剤ジェル・ワンについては、特許侵害訴訟における勝訴を機に、販売提携先であるジンマー社とともに販売促進施策を推進したことから、現地販売及び当社売上が着実に増加しています。しかしながら、販売体制の整備に想定よりも時間を要していることから、製品認知度向上及び販路拡大活動の強化を通じ、単回投与製品の市場開拓を加速させていきます。なお、生産面においては、平成25年10月にジェル・ワン専用設備が稼働し、販売拡大に対応できる体制が整いました。

国内における関節機能改善剤アルツは、定期的に実施される薬価改定の影響や市場全体の伸び率鈍化により、市場環境は一段と厳しさを増しています。このようななか、ブランド力を活用した競合品からのシェア奪回施策に注力することで、さらなる販売拡大を目指します。生産面では、高萩工場第5製剤棟が竣工し、平成27年1月の稼働開始に向けて準備を進めています。

新薬開発については、腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603の日本における第III相臨床試験が終了し、平成26年1月に製造販売承認申請を行いました。また、米国でも第III相臨床試験の症例登録を平成25年10月に開始しました。アルツのさらなる製品付加価値向上を目的とした、腱・靭帯付着部症の適応症追加SI-657は、平成25年5月に第III相臨床試験を開始し、症例登録が順調に進んでいます。日本において第II相臨床試験実施中の関節機能改善剤SI-613は、平成25年12月に取得した試験結果を踏まえて、次の試験に向けた検討を進めています。

② コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底

当社では、コーポレート・ガバナンスを最重要経営課題の一つと位置づけており、的確な情報収集、意思決定の迅速化と業務執行の監督機能強化を図っています。当社のコーポレート・ガバナンスに関する具体的な考え方、施策は以下のとおりです。

- ・取締役会の監督機能の強化を目的として、社外取締役1名を選任しています。
- ・経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築を目的として、取締役の任期を1年としています。
- ・取締役会の機能を意思決定と業務執行監督機能に限定し、業務執行機能を分離するため執行役員制度を導入しています。
- ・常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則毎週開催し、経営上の問題点の把握及び対処方法決定の迅速化を図っています。
- ・社内監査役2名、社外監査役3名の計5名による監査体制を構築し、体制の強化に努めています。

また、社会的な倫理規範を加えたコンプライアンス・プログラムを制定するとともに、コンプライアンス推進委員会を設置し、法令遵守等の徹底に努めています。

③ 株主利益向上のための施策

当社は、株主価値の向上を重要な経営課題の一つとして位置づけ、1株当たり年間26円を基本とし、安定的かつ継続的な配当を目指す方針としています。

内部留保については、中長期的な事業成長等を実現するため、研究開発や設備投資等に充当します。また、資本効率の向上を目的として自己株式の取得等機動的な資本政策を適宜実施していきます。

さらに、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役、監査役を対象とした株価連動型報酬制度を導入しています。これにより、役員報酬と株主の皆さまの利益との連動性を一層向上させ、会社業績に対する経営責任を明確化し、株主価値の増大を推進しています。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に対する対応策（以下「本プラン」といいます。）を定めています。

① 大規模買付ルールの設定

- 1) 株主の皆さま及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供いただくこと
- 2) 当社取締役会が、当該大規模買付行為についての検討・評価等を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆さまに意見・代替的提案等を提示させていただくため、一定期間は大規模買付行為を行わないこととしていただくこと

② 大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する要件及び手続並びに内容

本プランは、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）について、次のことを定めています。

- 1) 対抗措置の発動要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損するものである場合に限って発動しうること
- 2) 対抗措置の発動手続として、原則、下記③の独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、対抗措置の必要性・相当性について株主意識を確認することが適切と判断される場合には株主総会を開催して、株主の皆さまの意思を確認した上で、当社取締役会の決議をもって発動すること
- 3) 対抗措置の内容として、新株予約権の無償割当てによること

③ 独立委員会の設置

本プランは、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者で構成される独立委員会を設置することを定めています。

なお、本プランは、平成20年6月20日開催の第62回定時株主総会においてご承認をいただきました。その後、平成23年6月21日開催の第65回定時株主総会及び平成26年6月24日開催の第68回定時株主総会において、それぞれ有効期間を3年とする継続のご承認をいただきました。その全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.seikagaku.co.jp/corporate/kaitsuke.html>）に掲載しております。

IV. 上記の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

① 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記II）について

上記IIに記載した企業価値の向上のための取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み（上記III）について

上記IIIに記載した本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものです。その導入・継続にあたりましては、当社株主総会において株主の皆さまの承認を得ることを条件としています。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が満たされない限りは、対抗措置が発動されないように設定されています。さらに、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、対抗措置の発動の是非につき、独立委員会に諮問するものとされ、一定の場合には、株主の皆さまの意思を確認することとしています。

このように、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則「(i)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii)事前開示・株主意思の原則、(iii)必要性・相当性確保の原則」に適合しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

したがって、本プランは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当社グループは、専門分野としている糖質科学に研究開発の焦点を合わせて、世界の人々の健康で心豊かな生活に貢献する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。今後の事業成長の鍵を握る新薬の早期かつ継続的な上市を実現するために、自社開発・開発品導入をバランスよく推進するとともに、内外のネットワークの強化や組織体制の整備に努めています。

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は16億1千5百万円（対売上高比率21.3%）となりました。なお、研究開発活動について、重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	234,000,000
計	234,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (平成26年6月30日)	提出日現在発行数（株） (平成26年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,584,093	58,584,093	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	58,584,093	58,584,093	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	—	58,584,093	—	3,840	—	5,301

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

(平成26年6月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)(注)1	普通株式 1,778,200	—	—
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 56,728,300	567,283	—
単元未満株式(注)3	普通株式 77,593	—	—
発行済株式総数	58,584,093	—	—
総株主の議決権	—	567,283	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社所有の自己株式であります。
 2. 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4,000株(議決権の数40個)含まれております。
 3. 「単元未満株式」の株式数の欄には、当社所有の自己株式66株が含まれております。

②【自己株式等】

(平成26年6月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
生化学工業株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	1,778,200	—	1,778,200	3.04
計	—	1,778,200	—	1,778,200	3.04

(注) 上記「①発行済株式」の表に記載された自己株式等の内訳を記載しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,097	6,582
受取手形及び売掛金	7,776	9,206
有価証券	5,478	4,471
商品及び製品	2,965	2,843
仕掛品	1,272	1,228
原材料及び貯蔵品	1,430	1,563
繰延税金資産	1,113	1,105
その他	1,526	1,177
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	28,658	28,176
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	18,507	18,846
減価償却累計額	△9,280	△9,404
建物及び構築物（純額）	9,226	9,442
機械装置及び運搬具	16,289	16,471
減価償却累計額	△10,383	△10,598
機械装置及び運搬具（純額）	5,905	5,873
土地	972	993
リース資産	1,162	1,161
減価償却累計額	△833	△878
リース資産（純額）	329	282
建設仮勘定	9,195	9,026
その他	4,342	4,345
減価償却累計額	△3,053	△3,140
その他（純額）	1,288	1,205
有形固定資産合計	26,918	26,823
無形固定資産		
その他	228	213
無形固定資産合計	228	213
投資その他の資産		
投資有価証券	17,244	18,067
長期貸付金	120	120
その他	785	784
貸倒引当金	△127	△127
投資その他の資産合計	18,021	18,844
固定資産合計	45,167	45,881
資産合計	73,826	74,058

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,320	1,375
リース債務	256	219
未払金	3,118	2,702
未払法人税等	940	288
賞与引当金	613	306
事業構造改善引当金	78	63
災害損失引当金	16	16
その他	322	778
流動負債合計	6,665	5,750
固定負債		
長期借入金	1,000	1,000
リース債務	47	51
繰延税金負債	918	1,162
退職給付に係る負債	257	269
資産除去債務	36	36
その他	115	115
固定負債合計	2,375	2,635
負債合計	9,040	8,386
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,840	3,840
資本剰余金	5,301	5,301
利益剰余金	56,139	56,618
自己株式	△2,079	△2,079
株主資本合計	63,202	63,681
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,864	2,370
為替換算調整勘定	152	48
退職給付に係る調整累計額	△433	△428
その他の包括利益累計額合計	1,583	1,991
純資産合計	64,785	65,672
負債純資産合計	73,826	74,058

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	7,647	7,577
売上原価	2,572	3,014
売上総利益	5,075	4,563
販売費及び一般管理費		
販売手数料	460	471
人件費	420	442
賞与引当金繰入額	90	85
退職給付費用	22	22
研究開発費	1,294	1,615
その他	650	737
販売費及び一般管理費合計	2,940	3,376
営業利益	2,135	1,187
営業外収益		
受取利息	35	23
受取配当金	85	89
為替差益	76	—
投資有価証券売却益	—	254
その他	17	20
営業外収益合計	214	387
営業外費用		
支払利息	5	3
為替差損	—	12
固定資産除却損	—	7
その他	0	0
営業外費用合計	6	24
経常利益	2,343	1,549
特別利益		
投資有価証券売却益	560	—
特別利益合計	560	—
特別損失		
事業構造改善費用	※1 303	※1 —
特別損失合計	303	—
税金等調整前四半期純利益	2,600	1,549
法人税、住民税及び事業税	464	283
法人税等調整額	△1	14
法人税等合計	463	298
少数株主損益調整前四半期純利益	2,137	1,251
四半期純利益	2,137	1,251

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,137	1,251
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△311	506
為替換算調整勘定	263	△103
退職給付に係る調整額	—	5
その他の包括利益合計	△47	407
四半期包括利益	2,089	1,658
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,089	1,658
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

なお、これによる四半期連結財務諸表への影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、見積実効税率に係る法人税等調整額は、法人税、住民税及び事業税に含まれております。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 事業構造改善費用

久里浜工場内の使用建造物集約に伴う費用を計上しており、その内訳は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
解体撤去費用	180百万円	－百万円
固定資産除却損	116	－
その他	7	－
計	303百万円	－百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	369百万円	597百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	710百万円	12円50銭	平成25年3月31日	平成25年6月21日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	738百万円	13円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	医薬品	L A L	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,629	1,018	7,647	—	7,647
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	6,629	1,018	7,647	—	7,647
セグメント利益	1,886	249	2,135	—	2,135

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	医薬品	L A L	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,246	1,330	7,577	—	7,577
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	6,246	1,330	7,577	—	7,577
セグメント利益	801	385	1,187	—	1,187

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	37円62銭	22円02銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	2,137	1,251
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	2,137	1,251
普通株式の期中平均株式数（千株）	56,806	56,805

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月8日

生化学工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 芝田 雅也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂東 正裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている生化学工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、生化学工業株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。